

令和4年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長 選挙管理委員会書記長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	商工観光交流課長	今野武俊君
建設課長	高橋博和君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
農業委員会 会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局 局長	小田長光仁君
教育長	福田世喜君	教育推進監	武藤浩紀君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

---

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、選挙の投票率向上についてお伺いいたします。

秋田県選挙管理委員会では、今年7月10日投開票の第26回参院選本県選挙区の年齢別投票率を公表しています。それによりますと、69歳以上の全年齢で、2019年の前回参院選挙よりも投票率が低下しています。69歳以上で下落幅が最も大きかったのは、72歳の6.62ポイント、69歳の6.45ポイント、71歳の6.05ポイントと続いています。いずれも投票率自体は、69%から70%台で、10代から50代よりも高かったものの、落ち込みが目立っています。80歳以上は1.11ポイント減の44.7%でした。

県選管では、投票率の低下について、投票所の減少が一因ではないかとしているとのことですが、当町はどのような状況なのか、お伺いいたします。

7月の選挙で、当町において、第10投票区の投票所が、J A秋田おぼこ六郷支店2階会議室に

変更になりましたが、住民の方々からは、エレベーターもない、階段を上がるのはとてもできない、なぜあそこなのかななどの声が寄せられています。

広報には、車椅子をご利用の方やお体の不自由な方は、ご不便をおかけしますが、期日前投票所の活用をご検討くださいとありましたが、あらかじめ不便が想定される場所を投票所にするのは、改めるべきではないでしょうか。変更の経緯と今後の対応についてお伺いいたします。

投票率向上のため、全国の自治体では、移動期日前投票所や共通投票所を導入するなど、様々な取組をしています。町では、今後、投票区の再編が検討されていますが、有権者の利便性を損ねない対策について、どのようにお考えでしょうか。また、若年層の投票率向上につなげる取組について、お考えをお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） ただいまの質問の相手は、選挙管理委員会委員長であることから、選挙管理委員会に説明員の出席要求をしたところ、書記長の高橋 穰君を出席させる旨の回答がありましたので、答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、登壇願います。

（選挙管理委員会書記長 高橋 穰君 登壇）

○選挙管理委員会書記長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

秋田県選挙管理委員会が発表した今年7月に行われた参院選の年齢別投票者数については、各市町村の1投票区を抽出して調査したもので、議員ご説明のとおり、69歳以上の全年齢で前回参院選より投票率が低下し、その中でも最も下落幅が大きかったのは72歳の6.62ポイント、次いで69歳の6.45ポイント、71歳の6.05ポイント、それぞれ下落しております。

美郷町においては、69歳以上の全年齢で低下したわけではありませんが、最も下落幅が大きかったのは、70歳の30.07ポイント、次いで、71歳の16.64ポイント、73歳の12.70ポイントの下落となっております。しかし、この調査は1投票区の抽出調査であり、母数が少ないため、町としては、あくまで参考として捉えております。

町全体の投票率は、令和元年度の参院選が58.27%、令和4年度の参院選が57.12%で、マイナス1.15ポイントですが、秋田県全体では、令和元年度が56.29%、令和4年度が55.56%で、マイナス0.73ポイントとなっており、秋田県の下落率と比較しても、大きな落ち込みではないという受け止め方をしております。また、美郷町では今回、投票所を減らしていないことから、今回の投票率の低下は、投票所の減少に起因するものではありません。

次に、第10投票区の投票所の変更についてです。

変更の経緯ですが、これまで第10投票区は、旧中央行政センターを投票所としておりました

が、当該施設は公共施設最適化実施計画の方針に基づき、公募による貸出し希望を募っており、将来的に利用できなくなる場合もあることを見越して新たな投票所を探し、今回の変更に至りました。しかし、投票において一部有権者からいろいろなご指摘をいただき、町選挙管理委員会として変更を要すると認識しているところです。そのため、来年春に実施される秋田県議会議員一般選挙までには、現在よりも有権者の不便とならない新たな投票所を決定したいと存じます。

次に、投票所の再編についてですが、町では、有権者数の減少や期日前投票制度の浸透などを受け、現在4つの投票所の再編を検討しております。去る8月24日から26日にかけて、再編対象となる投票区の住民を対象に説明会を開催し、この再編方針についてはおおむね了解が得られたところです。

なお、説明会では、移動支援についての要望も出されたところであり、今後、有権者の利便性の政策について、選挙管理委員会で検討してまいります。

最後に、若年層への投票率向上の取組についてですが、選挙管理委員会では、18歳を迎え新たに選挙人名簿に登録された方々へ、本人宛てに郵送で選挙人名簿に登録された旨のお知らせをし啓発を行ってきたほか、20歳の集いにおいてパンフレットを配布し、啓発活動を行ってまいりました。このほか、平成27年には美郷中学校、平成28年から平成30年には六郷高校で選挙出前講座と称して、選挙制度の概要説明や模擬投票などを行い、投票率向上につなげる取組を行ってまいりました。

なお、秋田県内の高校における出前講座については、秋田県選挙管理委員会が全県の高校に実施希望の調査を行っております。これからも実施希望があれば、選挙管理委員会では対応いたしますので、こうした活動を通じて、若年層への投票率向上に向けた取組を継続してまいります。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） J A六郷支店2階に変更になった件では、これから投票所、新たな投票所を決定していきたいということでしたので、それは今後ぜひお願いしたいと思いますが、やっぱり2階があるあの場所を、最初から不自由さが想定されたと思うんですよね、あの場所。それをやっぱり投票所にするというのは、本当にいかがなものかと思うんですけれども、経緯ということでご説明はありましたが、やっぱりそこ以外の、例えば小学校だとかそういうこともできたのではないかと。今後検討するということでしたので、ですけれども本当に、その点は様々皆さんからご意見いただいていますので、町のほうにもあったということですから、その点をちょっともう一度、お答えいただきたいと思います。

それとですね、高齢者の方々、いろいろ投票所の再編によって、やっぱり自分の近くになくなるとなかなか行きにくいとか、あとそうだったら行けなくなるなどか、そういう声も聞いております。仕方がないことかもしれませんが、様々な移動の検討なども規定するというところをおっしゃっていますけれども、全国で様々な取組がありまして、例えばタクシー券を発行したりするということもあるようです。そういうことなどもぜひ有権者の皆さんの声を聞いて検討していただきたいと思いますが、その点2つお答えいただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。選挙管理委員会書記長、自席でお願いします。

○選挙管理委員会書記長（高橋 穰君） 今回JA秋田おばこに投票所を設定いたしましたのは、やはり投票区、区割り、中央行政センター使えなくなるということを勘案して設定いたしました。皆さん、有権者の方からいろいろご指摘をいただきまして、当選挙管理委員会としても、2階に設定したことをあまりよろしくないということは痛感しております。まず設定してしまったので今回実施したわけですが、次回からは、確実に有権者の利便性を考慮した場所に設定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、再編に関する交通の便についてですが、タクシー券、あるいはその他のバスの巡回なども含めて、全体として今後選挙管理委員会で考えてまいりたいと思いますので、結果として、今、タクシーを出すとかという結論には至りませんが、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 部活動の地域移行について質問いたします。

スポーツ庁の有識者会議が、公立中学校の運動部活動の地域移行を目指し、当面、土日の部活動を学校から地域に移行する方針を打ち出しました。しかし、そのための予算措置や体制の保障はなく、関係者から、保護者負担の増加など経済的な問題や、生徒の悩みに寄り添うなど教育的側面の欠落の可能性を指摘する声、また、果たして地域に受皿があるのかなどなど、懸念する声が上がっています。

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現するためとする運動部活動の地域移行について、教育長はどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。また、当町において、現在どのような検討がされているのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年6月にスポーツ庁所管の検討会議が運動部活動の地域移行に関する提言を発表しました。この提言によりますと、令和5年度から令和7年度までに、休日の運動部活動を段階的に地域に移行するための集中期間と位置づけ、地域の実情に応じた改革をできるところから取り組むようにという内容であります。ただしこの検討会議の提言には、地域移行に向けた具体の施策や財政措置等の内容には触れられておりませんでした。

この提言を受けたスポーツ庁は、関連する制度等の見直しや必要な施策を検討し、国としての方針を通知するとしております。その通知は、現在のところまだ出されていない状況です。

一方、秋田県教育委員会は今後の国の方針を受けて、県としての取組の方向性を決めるとしております。

このような状況を踏まえ、町教育委員会といたしましては、国や県の方針が出されてから、運動部活動の地域移行への本格的な協議、検討を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、地域移行への町教育委員会の取組状況についてですが、検討会議の提言を受け、7月28日に打合せ会を、8月31日に学習会を開催しております。7月28日の打合せ会では、提言について詳しく理解するため、美郷中学校校長を始めとする関係教諭と町教育委員会関係職員等が14名集まり、内容の把握と課題等の洗い出しを行いました。8月31日の学習会には、講師として、秋田県教育庁保健体育課から2名おいでいただき、町内のスポーツ団体の代表者にも加わっていただいたところです。そして、講師からは、検討会議の提言の具体的な内容と県の考え方について説明を行っていただき、協議では、地域移行に関する疑問点や課題について、活発な意見交換が行われました。

運動部活動の地域移行は非常に難しい課題であると思っております。その課題に取り組むときに、私が特に心がけなければならないと考えることは、1つ目として、地域移行によって中学生のスポーツ環境が悪くならないようにすることです。2つ目は、部活動を通じて生徒を成長させるというこれまでの優れた教育機能が地域移行となってもしっかりと引き継がれ、教育機能を低下させることがないようにすることです。このほかにも留意すべき点が多くあると思いますが、子供たちに戸惑いや不安を与えないように、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 今、教育長のご答弁で、問題点といたしますか、スポーツ環境が悪くならないとか、教育機能を低下させることのないようにというような、そういうご答弁ありましたけ

れども、全くそのとおりで、ぜひ、そういうところを第一に考えていただきたいということです。この地域移行によって、具体的にはこれからということですが、多く出されているのが、地方では果たして受皿があるのかというところが心配される事ですが、特にこういう美郷町のような場合、いろんな多くの団体があって、そこからいっぱいこう選べるといいますか、そういう状態ではないと思いますけれども、そういう受皿はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

地域移行に当たって最大の課題は、ご指摘のとおり、指導者の確保、そしてそれを支える受皿、そのところが非常に美郷町においては一番の課題かなと考えております。その指導者の確保ということでは、現在の競技種目で地域に指導者が多い種目においては可能性が、その移行地域移行のスムーズな移行が考えられると思っておりますが、種目によってはなかなか地域の中で支えていただける指導者が薄い、いるだろうかという課題のところもあります。その点については、どのように進めていくかに関しては県の方針にこれから待つところですが、広域的な観点でそういう指導者の調整等を県の教育委員会等をお願いしながらという部分が一つと、それから、教員の方で、ぜひ、地域移行になっても指導したいという方がおられれば、兼職兼業願いというのを出して、教員の職務をしながらそういうスポーツ、地域のスポーツ活動の指導にも業務、携われるという方ができるようになる方向が出されています。そういう方向で、教員のそういうことが可能な方を、異動等でお願ひするというようなことも、取組の方向性としてはあろうかなと思っております。

ただ国や県の具体の方針が明らかにならないと、その辺の進め方というのはなかなかはっきりしないところでありますが、その辺のところを一応現在のところではシミュレーションしながら、今後の状況を見て取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問、ありますか。（「終わります」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願ひます。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） おはようございます。



通告に基づき、公共施設等の最適化の推進について、一般質問いたします。

美郷町公共施設等最適化実施計画は、令和元年5月に策定され、施設の状況変化により必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っています。また、この計画の個別実施計画では、施設ごとに点検、改修の方法や維持管理のコストなどを取りまとめ、施設設備等の維持管理や整備更新を計画的に実施することとしています。

対象期間は令和8年度までとなっていますが、施設機能を廃止して関連する建物等を解体し土地を譲渡すれば、固定資産税の収入が見込めるなど、早期の取組が求められています。こうした譲渡可能な町有地は、廃止された町道を含めどのくらいあり、どのような方針で公売等の処分を進めていくのでしょうか。

また、計画に機能廃止と記載された次の5つの施設について、現在の状況と今後の対応等をお伺いいたします。

1、あらしな公園ですが、旧あらしな公園用地と旧あらしなハウスは、施設機能を廃止して解体することとしています。今年1月の政策等意見交換会では、一般競争入札により、有償で譲渡するため、用地測量と分筆登記を行うことが合意されました。

2、潟尻公園は、敷地が国有林であるため、関係機関との協議を行い、原状復旧が必要との条件がありました。

3、カントリーパークと同野球場は、施設機能を廃止して、建物等を解体することとしていました。昨年9月の補正予算で、展望台や野球場フェンス、観覧席などの施設が解体されました。また、昨年10月から、野球場駐車場に、金沢ダムの掘削・しゅんせつ工事に伴う土砂が搬出されています。

4、公営住宅ですが、作山住宅、飯詰駅前住宅、今泉住宅、後三年駅前住宅は、施設の老朽化が著しいことから、現状の入居者が全て退去した時点において、施設機能を廃止して解体することとしています。

5、旧中央公園プール管理棟は、施設の老朽化が著しいことから、施設機能を移転して解体撤去することとしています。

次に、直売等施設のうち、紫織里については、施設機能の用途を変更し、千畑温泉の附帯施設や美郷町観光振興計画における拠点施設等として使用することとしていましたが、進捗状況をお伺いいたします。

昨年6月に計画の見直しを行った中央行政センターについては、新たな団体等への貸出しや、普通財産として譲渡を検討するとともに、昨年10月から去る7月まで貸出しの募集をして、応募がない場合は解体し、まちなか活性化に資する利用方法を検討することとしていました。今回、貸出し

の応募があったことから、まちなか活性化に資する利用計画があることなどの利用条件をクリアすれば、貸付け者が決定することになります。利用条件の審査や貸付けの期間など、現状の対応方針についてお伺いいたします。

しかしながら、施設の老朽化が著しいため、解体後を見据え、マスタープランの策定作業に取り組む必要があるのではないかと存じます。具体の検討に当たっては、町の関係する施設等を洗い出し、俯瞰する視点が第一に求められるとともに、町民のアイデアを引き出すため、ワークショップやアンケートなどの手段が必要であると思いますが、まちなか活性化に向けた利用方法の検討の進め方についてお伺いいたします。

最後に、旧学校施設については、現在利用している法人への譲渡や無償貸与による使用者管理を検討することとしていますが、法人が施設を利用している部分と利用していない部分があり、今後どのように施設を評価し、区分所有などしていくのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、譲渡可能な町有地についてですが、町が管理する普通財産は令和4年4月現在で379筆を管理しております。このうち、公売が可能と見込まれる土地が30筆程度あり、これらの土地は、現地調査等を経て準備を整え、順次、広報やホームページで公表し適正に公売を実施してまいります。

なお、平成21年度から令和3年度まで行った公売による売払い件数は、10件12筆となっております。また公売に向かない狭小や不整形等の土地が50筆程度あります。これらは、隣接土地所有者等が必要であると求められた場合、当該町有地に隣接地を持つ関係者の同意を前提に、払下げを行っております。

なお、廃止された町道は基本にございませませんが、一部付け替えで残地等が生じた場合でも、もしもピット、堆雪用地及び待避所など、道路機能の一部として利用しております。

次に、議員ご質問の5つの施設の現状等についてお答えいたします。

1つ目、あらしな公園については、売払いに向けた分筆登記業務の作業中で、11月の完了を見込んでおり、今年度中に公売する予定としております。また、旧あらしなハウスは、施設機能廃止済みであり、建物解体については、土地を買い受けた方と協議の上、処分方法等を検討してまいります。

2つ目、瀉尻公園については、現在も公園として利用しており、敷地は森林管理署と令和6年3

月31日までの無償貸付け契約を結んでおります。期限までに原状復帰して返還することとしており、廃止に向けて準備を進めてまいります。

3つ目、カントリーパーク及び同野球場については、展望台、野球場フェンス及び観覧席の解体工事を今年5月に完了しております。

議員おっしゃるとおり、昨年10月から、野球場及び駐車場跡地へ県営基盤整備事業による金沢ダム掘削・しゅんせつ土の搬入が行われており、その進捗状況は、令和4年度末で約70%の見込みとなっております。また、土地の貸借期間は令和6年3月31日までとしておりますが、事業の計画変更に伴い完了年度が令和6年度となる見込みのため、令和7年7月31日まで1年間延長する予定であります。事業完了後は盛土安定性の検証を行い、県、町双方合意の上、町に引渡しとなり、その後は自然再生の視点から本来の自然の森に戻るよう管理を行ってまいります。

4つ目、町営住宅についてですが、ご質問にある4つの住宅の入居率は33.3%から100%となっております。最適化実施計画において、現状の入居者が全て退去した時点において、廃止解体としておりますので、現在の入居者退去後は新規募集を行わず、入居者がいなくなった段階で廃止解体してまいります。なお、入居率の高い住宅では、ある程度の期間が必要と認識しております。

5つ目、旧中央公園プール管理棟については、現在、発掘調査の道具や出土品のほか、カマクラ行事の備品、災害時の備蓄品を保管しております。発掘調査関連及びカマクラ行事の物品については、旧美郷中学校セミナーハウスを移転予定先として、今年度、改修に向けた実施設計に着手しているところで、令和5年度に改修工事を予算計上したいと考えております。また備品については、中央ふれあい館を移転予定先とし、浴場廃止に伴う施設改修の実実施設計及び改修工事費を、令和5年度に予算計上したいと考えております。いずれも、改修工事完了後に物品を移動し、令和6年度の解体を目途に準備を進めております。

次に、紫織里の用途変更についてですが、美郷町観光振興計画における拠点施設としての機能を付与し、活用していくこととしており、隣接する仏沢ため池におけるカヌーや隣接するフィールドにおけるスノーシューなど、アウトドアアクティビティのクラブハウスのような機能を持つ場所としての活用を考えております。特にカヌーについては、今年度からカヌーガイドの育成を開始しており、順調にいけば年度内に2名のガイドが誕生する予定です。カヌーガイドの認定とともに、斜路整備や、安全確保に関する整備を、ため池の所有者である仙北平野土地改良区と協議しながら進めていく予定で、紫織里の整備については、これと歩調を合わせて進めていくため、整備については今後検討してまいります。

次に、旧中央行政センターについてですが、7月までに利用希望を募り、1件の利用希望があり、

現在、応募者との質疑応答を行っているところです。

現状の対応方針ですが、貸付け期間は、募集要項どおり原則5年を考慮しており、また、利用条件の審査については、今後、近隣行政区の代表者や、建築設計の有識者等から成る選定委員会を設置し、書類審査及び面接等により、施設利用の可否を決定する予定です。

また、議員ご提案の解体後を見据えたマスタープランの策定や、ワークショップの実施等についてですが、施設利用の希望者がいる中で解体後の議論をすることは、利用者の利用意欲をそぐ形にもなりかねず、現時点では時期尚早であると考えております。

なお、当該施設は、まちなか活性化に資することを目的に貸与を検討するものであり、施設立地環境を踏まえれば、どういう推移をたどるにせよ、今後ともそうした認識での判断、対応としてまいりたいと存じます。

最後に旧学校施設についてですが、旧千畑中学校の技術室が令和9年3月31日まで、旧六郷東根小学校、旧金沢小学校、旧仙南西小学校が、令和8年3月31日までの貸借期間としております。未利用箇所がある施設もございますが、電気料等の公共料金の区分や共同利用する施設の管理方法が煩雑になるなどの理由から、一括貸借として契約を締結しております。また、譲渡や無償貸与については、現在利用している事業者と現契約期間内に施設の継続利用の意向を踏まえ、協議してまいります。また、今後の施設処分方針も、現在と同じ方針で臨んでまいりたいと存じます。

以上です。（「議長、発言を望みます」の声あり）

- 議長（森元淑雄君） 町長、答弁に一部誤りがあるようですので、訂正をお願いします。
- 町長（松田知己君） 先ほどの答弁で、カントリーパークの土地の貸借期間を事業変更に伴いまして完了6年度になったために、令和7年7月31日までと申しましたが、令和7年3月31日までの1年間延長ですので、答弁を修正いたします。
- 議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。
- 6番（高橋邦武君） 公共施設につきまして、いろいろ課題はありますけども、いずれもその町の土地、それから建物につきまして、管理、そして処分、また活用するということが非常にまず重要であるというふうに認識しております。

前、町の総合管理計画ということで記載されておりましたけども、いずれ課題として人口と財源、それから建物に関するということで上げられておまして、人口減少に伴います施設保有量を適正化することということについては人口関係ですけども、あと税収等の減少を踏まえまして財源を確保することということで、昨日の魁新聞のほうにも、秋田市の文化会館の地方債の関係の記事が載

っておりましたけども、いずれそういった財源を確保するというのと、それから建物についてはやはり、令和8年には76%の建物が老朽化するというこの課題があるということで、前、述べられておりましたけども、いずれまずその将来にわたって、適切に管理運営していくということは、非常に難しいことだなというふうに感じております。

それで、土地につきましては、いわゆる空き家ですとか、空き地ですとか、そういった利用されない、眠った土地というものがございまして、そういったものがありますと、町の魅力ですとか、価値が下がるというふうに言われておりますので、例えば近くの民間の土地がありますと、そちらのほう買い取るということもあるのではないかというふうに思いますし、また建物につきましては、これまで調査評価の対象としていない施設でありました、例えば保健センターですとか、そういった実施計画の対象範囲に追加するというような施設も出てくるのではないかというふうに思っております。

町長に、将来を見据えました公共施設等の、それから管理、あるいは活用につきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

公共施設は、住民が使って初めて公共性を帯びるわけでありまして、身の丈に合った公共施設を管理していくということが基本になるんだろうと思います。その際、建物の状況であったり、立地状況であったり、様々なことを勘案し、住民にとって使いやすい公共施設はどうあるべきかという観点を大切に、今後とも施設の管理運営に当たってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番高橋邦武君の一般質問を終わります。

---

#### ◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について、一般質問をいたします。

デジタル化への投資は、お金のかけ方が大変に難しいものだと思います。やや旧聞に属する話に

なりますが、平成23年に秋田県観光課が導入した世界カメラは、スマートフォンを活用した先駆的なシステムとして注目されましたが、その3年後にはサービス停止となってしまい、県が投じた約4,000万円の経費は有効に活用されず、終わってしまいました。後づけの議論になってしまいますが、導入する際の技術選定に当たり、もっと慎重な分析がされるべきだったろうと私は思います。ICT技術は、車や家電製品などと違い、利用する側にそれなりの知識が必要とされます。お任せ式で、簡単に外注して導入できる魔法のつえではありません。

今後、美郷町も取り組んでいくことになるDXには、大きく分けて、法定DXと自主的DXの2つがあります。各自治体が独自に取り組む自主的DXに関しては、役場の全部門が関係します。電算室にいるコンピューターに詳しい人だけに任せておけば済む話ではありません。このような問題意識から、美郷町のDX推進について、3項目の質問をいたします。

1番、デジタル推進計画の策定と、AI、人工知能、RPA、ロボティックプロセスオートメーション技術の早期導入について。

第3次美郷町総合計画では、デジタル推進計画の策定目標を7年度末と設定しています。総務省が進める自治体DX推進計画の期間に合わせたと考えられますが、デジタル推進計画の策定があと3年以上も先と聞くと、もっとスピードアップ出来ないかと感じます。大仙市は、既に計画の策定を済ませ、もうAI、RPA技術を導入しています。AIは、保育所の入所判定に、RPAは、固定資産税や子育て支援の業務などに活用し、省力化につながっているという話を聞いています。人間の仕事でいえば、AIは脳を使って行う判断、RPAは、手を使って行うコンピューター操作の代わりに果たします。効果が出やすいAI、RPA技術に関しては、デジタル推進計画の策定終了を待たずに、前倒しの導入を図ってもよいのではないのでしょうか。

以上のことから、デジタル推進計画の策定の進め方とスケジュール、AI、RPA技術の早期導入について、どのように考えているか、伺います。

2つ目、デジタル人材の育成と登用について。

役場の全部門が関係する自主的DXにおいては、全職員のデジタルスキルの底上げが必要となってきます。今年度、高校1年生の必修科目に情報Iが加わり、全生徒がプログラミングを学ぶことになりました。6年度の大学入学共通テストからは、現行の科目に情報を加えた6教科8科目が国立大学の入学試験に必要となります。これはつまり、あと数年もすれば、社会人なら簡単なプログラムができて当たり前になるということです。今後は、美郷町役場においても、プログラミングを学ぶICT技術研修に力を入れていくべきと考えます。

金沢市では、一般の職員が自ら手を動かして、アプリを開発するそうです。作ったものはプロト

タイプであり、実装に当たっては、外部の専門業者の力を借りるそうですが、これぐらいの知識を持った職員でなければ、業者とは対等に渡り合えず、いいカモにされてしまうことだろうと思います。

また、DX推進の司令塔となる専門的人材の確保も重要な課題になってくると考えられます。役場内部からの登用が難しいとなれば、民間企業などとの人事交流により、CIO的な人材を確保することも考えられます。

一般職員のデジタルスキルの向上と専門的デジタル人材の登用に、これから先、どう取り組んでいくのか、お伺いします。

3つ目、オープンデータへの取組について。

デジタル庁のオープンデータ基本指針の中では、取組の方向性として、課題解決型のオープンデータの推進が示されています。美郷町も、各種統計データをウェブサイトで公開していますが、それは、人口や産業などの項目を集計したものであり、課題解決型のデータにはなっていません。先進自治体が公開しているデータの中には、AED設置場所一覧、消火栓設置場所一覧、文化財標柱一覧など、住所が含まれている個別データがあります。これこそが、課題解決型データの代表例であり、アプリ開発などにつながるものです。

東日本大震災のとき、被災地と離れた場所にいるICT技術者が、デジタルボランティアとして、情報の利活用の面から、震災復興に協力しました。美郷町もオープンデータへの取組を進めれば、デジタルボランティアが地域課題の解決に役立つアプリを作ってくれることも考えられます。デジタル人材に住む場所の関係ありません。まちづくりの外部サポーターとして、ほかの地域で暮らしている人たちをも巻き込んでいく力が、オープンデータにはあります。

現在、美郷町が持っているアプリは、「指さしナビ」ぐらいではないでしょうか。

第3次総合計画の中には、防災アプリの活用推進についても触れられていますが、子育て支援、除雪情報などのアプリがある、ほかの自治体と比べて、物足りなさを感じます。外部サポーターの力を借りたDX推進には、オープンデータへの対応が不可欠であると考えますが、今後の取組について伺います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、デジタル推進計画の策定とAI、RPA技術の早期導入についてですが、まず、県内

のデジタル推進計画の策定状況です。

令和3年度末までに計画を作成している自治体は5市、令和4年度中に計画の作成を予定している自治体は6市町村で、令和4年度末までに計画が策定されるのは、県内の半数以下の自治体となっております。町では、第3次美郷町総合計画で令和7年度までにデジタル推進計画を策定することとなっておりますが、既に企画財政課が中心となり、各課と連携を図りながら検討を進めており、令和5年度中に、町民に優しいデジタル化を目標に、デジタル推進計画を策定したいと考えておりますので、県内において特に遅れている状況ではないと認識しております。

なお、町では行政サービスの向上を図る一環として、電子申請サービスの利用推進を図るため、本年7月から8月にかけて、行政手続きのオンライン化導入調査を実施し、オンライン化が可能な行政手続きの洗い出しを実施しております。これらに関しては、デジタル推進計画の策定前に県の電子申請サービスと連携し、順次オンライン申請を可能とする予定としております。

町としては、将来的には窓口に来なくても行政手続きが完了するという「行かない窓口」を目標にしたいと考えますが、高齢者が多い当町においては、住民からの使われ方を十分に思慮した進め方が必要です。そのため段階的にデジタル化を推進していくこととし、まずは「書かない窓口」を実現していく考えです。現在、その考え方に沿って申請書サポートシステムの導入を検討しているところで、これは、来庁された方がマイナンバーカードを専用機械に通すと住所・氏名等が記入された申請書がプリントされ、それを窓口に提出して住民票等が交付されるというシステムで、窓口業務も軽減される仕組みとなっております。

また、議員ご提案のAIやRPAについてですが、現在、町では仮称ですが、事務事業最適化計画の策定に向けて作業を進めております。その中で、AIやRPAなどを活用し、大幅に事務の負担軽減につながる業務があるかどうかの洗い出し作業を行っております。その結果を得た後、システム導入に係る初期費用と維持費用、対象事務の分量などを調査・把握し、システム導入による業務効率化の効果等について十分に検討し、対象事務及びその導入の可否を決めてまいりたいと存じます。

次に、デジタル人材の育成と登用についてです。

現在、基幹業務については、秋田県町村電算システム共同事業組合において、輪番制で派遣された県内町村職員が中心となり、システムの共同調達や管理等を行っていることは、議員ご承知のところと見受けられます。派遣職員は、それぞれが研鑽を積み、能力を磨きながら業務に当たっており、現在のところ、試算では単独導入に比べて約45%のシステム導入費及び維持管理費が圧縮されております。一方、美郷町における単独導入システムもありますが、こちらは担当職員が適切な導入費及び維持



管理費でシステム利用ができるよう、適宜対応しておりますので、基幹業務並びに町単独導入システムともに、決していいカモにはなっていない認識です。ただし、今後取り組むデジタル推進計画の推進に当たっては、これまで以上にシステムに詳しく、システムの意義などを判断できる人材が求められていくものと考えており、人材育成については、さらなる強化の必要性を認識しております。そのため、これまで国や県などが主催するオンライン研修に毎年5名程度が参加し、先進地事例を学びながら日常業務に役立ててきておりますが、さらにそうした研修を強化していくよう、各般の機会を通じて努めてまいりたいと存じます。

また、専門的人材の確保については、現在のところ、県内市町村でデジタル業務に精通する専門職採用を行っている自治体は、市ではあるものの町村では実例がありませんが、今後のデジタル化の動向を踏まえ、必要業務を見極めた上で、その是非を検討してまいりたいと存じます。まずは、引き続きDXデジタル化に関する各種研修に積極的に参加させ、職員のスキルアップを図りながら、職場におけるデジタル人材育成に努めてまいりたいと存じます。

最後に、オープンデータへの取組についてですが、国のオープンデータ基本指針においては、行政機関が保有する公共データを国民や企業等による二次利用が可能となるオープンデータとして広く活用することは、国民生活の向上、企業活動の活性化等を促し、社会経済全体の発展に大きく寄与するものと位置づけられております。オープンデータの活用が進み、将来的に官民の情報共有が図られる段階では、官民の協働による多様な公共サービスが迅速かつ効果的に提供されることが期待され、町民、団体、企業の活動も連動して、経済の活性化・行政の効率化が促進されると言われております。さらに、自治体が保有する公共データについて、二次利用が可能な形で提供することは、行政の透明性の向上と住民の行政への信頼を高め、住民参加・官民協働を推進することが期待されるところです。

また、国の地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインにおいて、オープンデータ活用による地域の課題解決が加えられ、直面する課題の解決につながる分野や、住民等のニーズが高い分野に優先的に取り組むことで、既に提供されているアプリの横展開や、他の地方公共団体のデータと組み合わせた利活用が実現するなど、議員ご紹介の外部サポーターの協力による課題解決もその効果の一つとされております。

町では、平成28年12月14日に公布施行された官民データ活用推進基本法に基づき、平成29年より町ホームページに統計データを掲載し、オープンデータとして公開しているところです。

一方、公共データ活用のための環境整備には多くの課題もあります。例えば、データ活用に対するニーズ、二次利用が可能なデータ形式の標準化、情報提供者と利用者との間におけるルールづく

り、著作権問題の整理等については、十分な把握と分析、調整が必要となります。また、個人情報保護に配慮した取扱いも、既に国県の統計データで対応しているように、別途の対応が必要となります。こうした課題について、十分検討をした上で、どういうデータがどういう効果を生む可能性があるのかを見通しながら、国のガイドラインを踏まえ二次利用が可能となるオープンデータの公開について、今後、検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 美郷町は、情報化投資において、カモになっていないというお言葉をいただきまして、安心したところでございます。

コロナの給付金のおきも、迅速な対応ができたということは、私も所管事務調査の際に聞きましたので、大変によかったことだと思っております。今回のDX、スマートフォンの普及が現在のところ、たしか94%というふうになっております。これまで、これだけの人がコンピューターを手にして接続できるという世の中はこれまでなかったわけですから、世の中の在り方も大きく変わってくることになるだろうと思っております。これまでの情報化投資と今回のDXというのは、規模が違うなというふうに私は捉えております。ですので、これまででは、電算室内にいる人がコンピューターの外部業者とお話しすれば済むようなことだったのが、これから先は、全ての課が外部のコンピューターの業者とお話しするような機会が生じることだろうと、それがDXの大きな特徴ではないかなと思っております。

そういった際に、役場全庁的な協力体制といいますか、それぞれ各課が独自で打合せを外部業者と打合せをするだけでなく、そういった各課が行う打合せにはコンピューターに詳しい専門的人材の人が同席するとか、そういうふうな全庁挙げた協力、連携の体制が必要になると、私はそのように考えますが、町長にその点についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり私も全く同感であります。現にこれまでの行政対応として、各課が導入するシステムについては、各課が担当しております。ただし、それに情報担当する企画財政課も一緒になって話を伺い、システムを適切な導入価格と維持価格で利用させてもらっているという実例があります。今後もそうした展開を意識してまいります。また大きなシステムについては、外部専門家に業務委託をし、その業務委託によって、方向性であったり内容を決してきている事例もありま

す。そのように、内容に応じて適切にこれまで対応してきておりますので、今後もその姿勢で臨んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

質問途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時58分）

---

（午前11時07分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に基づき一般質問を行います。

避難所のスロープについて。

家族を乗せた車いすを押して期日前投票所となっている南ふれあい館を訪れた方から、スロープの改善を求める声がありました。もともと、南ふれあい館にはスロープが設置されていません。

「玄関前の階段に臨時に置かれたものは勾配が急で幅が狭く、押して行くのも大変だった。帰りは後ろ向きのため車いすがスロープから外れてしまうのではないかと、怖かった。幅が広くて緩やかなスロープにしてほしい。」というものでした。南ふれあい館は多目的に使える施設であり、災害発生時には1次指定避難所にもなっていることを考えると、一時しのぎのスロープを置くよりも、玄関前階段を改修し、車いすや高齢者用手押し車、ベビーカーなどが安全に安心して通れる緩やかなスロープを設置するべきと考えます。本町にはほかに1次指定避難所が2か所あります。それぞれスロープがどのように設置されているか調べてみました。

中央ふれあい館は、スロープが真っすぐに玄関へ向かうようになっておらず、不便さを感じました。北ふれあい館は、スロープは玄関の中に設置されており、廊下への誘導はスムーズかと感じましたが、玄関前が段差になっています。2か所とも改修の検討が必要ではないでしょうか。

以上の観点から、1次指定避難所において、誰一人置き去りにしないため、全ての人が利用し

やすいようスロープの改修・設置について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

南ふれあい館の仮設スロープについては、当該施設が新型コロナウイルスワクチン接種の会場となり、入口が公民館側、出口を南ふれあい館側という動線を設定したため、緊急的に設置したものです。

バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準では、適合努力義務として、スロープの勾配は屋外において15分の1を超えないこととされております。南ふれあい館の玄関に基準に基づくスロープを設置する場合は5.4メートルの長さが必要となることから、既製品では対応できないことや駐車場を往来する車両との接触も危惧されるため、緊急措置として仮設式の1.7メートルのスロープを設置した次第です。なお、利用する際には介助者と一緒に昇降するように注意喚起を行ってきております。

また、北ふれあい館についても同様に車いす利用者の施設利用が想定される場合には、仮設のスロープを設置して対応しているところです。

しかしながら、現在、65歳以上の高齢者が増加傾向にあることから、議員ご指摘のスロープ設置については、安全性確保を踏まえますと必要なものと認識し、南ふれあい館、北ふれあい館ともに、仮設のスロープでなく、段差をなくすか基準に沿ったスロープを設置するよう、令和5年度当初予算案に改修経費を計上するよう検討してまいりたいと存じます。

なお、中央ふれあい館のスロープについては、現状において建築物移動等円滑化誘導基準に適合したものとなっておりますので、現在の形状で引き続きご利用いただきたいと思います。と存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 次に、男性用トイレの個室へサンタリーボックスの設置について。

男性用トイレにサンタリーボックスの設置が各地に広がっています。サンタリーボックスとはトイレ(個室)に設置する生理用のナプキンなどを捨てられる小型のゴミ箱のことです。一般的には女性用トイレや男女兼用トイレ、多機能トイレなどに設置されています。なぜ、今、男性用トイレへの設置が進んでいるのでしょうか。

日本骨髄バンク評議員の大谷貴子さんが「尿もれパッドはどこへ」と題し埼玉新聞へ寄稿され

た記事によると、国立がんセンターが発表している2018年度の診断数では、前立腺がんは男性のみ9万2,021人、膀胱がんは男性が1万7,555人、女性が5,675人。治療後の生活に欠かせないものの一つに尿漏れパッドがあり、この優れた機能を持つ尿漏れパッドは、すぐに社会復帰を果たすための即戦力となっている反面、外出先で捨てる場所が無いことが問題点となっているとのこと。治療直後は失禁という言葉では言い表せないぐらいの量の尿漏れがあるため、水分を含み重くなった尿漏れパッドを持ったまま、あちこちゴミ箱を探さなければならないこと。そして、病院内のトイレや多機能トイレにおいては常設されているが、それ以外の施設における男性用トイレの個室には、ゴミ箱は常設されていないのが現状だとのこと。

日本トイレ協会がSNSを通じてアンケートを行なったところ、男性336人のうち38人が尿漏れパッドやおむつを使用し、その7割の方が捨てる場所が無くて困っていたと回答しています。男性用トイレの個室にサンタリーボックスがあれば、尿漏れパッドを捨てるだけでなく、トランスジェンダーの方々への配慮にもつながると思います。

そこで質問ですが、本町の公共施設において、男性用トイレの個室にサンタリーボックスと同じ役割のものが設置されているでしょうか。あるとすれば何か所でしょうか。また、設置されていない施設の男性用トイレの個室にサンタリーボックスを設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食生活の欧米化や、平均寿命が延びていることによる前立腺がんや膀胱がんの患者の増加傾向を踏まえ、議員ご提案の男性用サンタリーボックスに対する需要も相対的に高まってくるものと存じます。

現在、尿漏れパッド等の大きい廃棄物を処理できるサンタリーボックスの設置状況ですが、男性専用トイレには設置しておらず、また、男女兼用の多目的トイレでは、学友館1か所の設置となっております。そのため、現在及び今後の状況を見通し、より利用しやすい施設となるよう、未設置の男性専用トイレと多目的トイレについて、サンタリーボックスを設置するよう検討してまいりたいと存じます。

他方、以前ボックスを設置していた公園施設では、「利用目的以外の食品等のゴミなども見境なく廃棄され、その臭いや処分の対応に大変苦慮した」との声もあり、管理側に立った考慮も必要と認識しております。したがって、まずは、管理者の目が行き届く役場庁舎や集会施設などを中心に

設置してまいりたいと存じます。

なお、設置については、多目的トイレがある施設では、男性用トイレには設置せず、多目的トイレに設置し、そこをご利用いただくようにするとともに、多目的トイレがない施設では、男性用のサニタリーボックスが女性用と比べて大きい容量が必要であることを踏まえ、男性用トイレの個室ブースが広い施設には個室に設置、個室ブースが狭い施設には個室ブース外に設置するよう検討してまいります。あわせて、その設置を認知できるよう、表示にも工夫してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問、ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

---

#### ◇深 沢 義 一 君

○議長（森元淑雄君） 次に、11番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（11番 深沢義一君 登壇）

○11番（深沢義一君） 通告に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は、地域農業の安定に向けてと、農業のイメージアップ、就農のきっかけづくりについての2点ですが、人口減少に伴う労働力不足が、様々な業種において大きな課題となっている中、とりわけ、町の基幹産業である農業分野における担い手不足は顕著であり、こうした状況のもと、今後の町農業が持続的に発展していくことを念頭に、町長、教育長、そして農業委員会会長に、お考えを伺うものであります。

まずはじめに、地域農業の安定に向けてであります。町の第3次総合計画の産業別人口割合の推移にもありますように、町の産業構造は、平成当初、1次、2次、3次、それぞれ30%台であったものが、平成27年には、第3次産業が50%を超え、第1次産業である農業においては、17%へと急激に減少しているところであります。このような状況は、全国に共通したところであり、こうしたことを背景に、国では、平成23年12月、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画の取組として、人・農地プランを発表したところであり、今年5月には法制化され、それに基づいてのプランの作成作業がいよいよ始まるところであります。

市町村の地域ごとに、農地の利用と担い手を結びつけた地域計画、人・農地プランを策定して、効率的で総合的な農地利用を促し、担い手の確保育成を講じていくとするもので、令和7年3月までに地域計画の作成を進めることと示されており、今定例会補正予算にも、作業に向けた予算とし

て、タブレット端末2台の購入費が計上されているところであります。

人・農地プランについては、町でも数年前から取り組んでおり、具体的に進めるための実質化された地域として、千畑地区を2つ、六郷地区を1つ、仙南地区を3つにと、町内6地区での取組についての説明会、話し合いがあり、私もその会に出席したところでありますし、これからの地域農業を確かなものとするための始まりだなと期待していったところでありますが、地域範囲が、私が出席した地区においては、約900ヘクタールと広く、出席者の多数から、区域が広過ぎてイメージが湧かないといった意見が出され、いま一つしっかりとこない、話し合いにまでには結びつかない状況でありました。共通の認識を持ち、合意形成をもってつくり上げるべきプランでありますので、農地も人もイメージできる範囲、例えば、200から300ヘクタールほどの区域割りでの進み方が、実効性につながるものと考えます。人・農地プランの区域割りについての再考、あるいは、区域における話し合いの細分化など、具体の進め方について、町長の考えを伺います。

また、今後の町全体の人・農地プランへの取組状況や、若手農業者の取組についてなど、情報発信することが、地域の合意形成、あるいは就農のきっかけづくりに結びつくものと考えますが、今はコロナ禍の中で開催はなかなか難しいかもしれませんが、例えば、美郷フェスタでの談話会などを開催し、地域農業の安定的発展に結びつけていくことも必要ではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えします。

国では、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法を改正し、人・農地プランを法定化しました。

町では、国が示す策定スケジュールに沿って、既存の人・農地プランを土台に、協議の場の設置区域や関係機関の役割、工程を調整の上、令和5年4月予定の改正法施行後に協議の場の設置・協議、目標とする農地利用の姿を示した地図を含む地域計画案の作成、説明会の開催や関係者の意見聴取を踏まえて、令和7年3月頃までに地域計画を策定・公表してまいりたいと考えております。

なお、国の資料によりますと、協議の場の区域については、既存の人・農地プランの策定地域も参考としつつ、集落単位のほか、隣接した複数の集落、大字、小学校区など、地域の実情に応じて、市町村が判断し設定することになっております。

ご質問の現行区域の見直し、話し合いの単位の細分化についてですが、区域の見直しについては一長一短があるものと存じます。長所としては、農業者のご意見のように区割りが細分化されることでイメージが湧きやすいということがあります。一方で短所としては、一定程度集積が進んでいる本町においては、出入り作により担い手が複数の話し合いの場に参加が求められること、担い手の不在や反対に少ない担い手への過重負担となる区域が発生する場合の調整などの課題があるものと存じます。そのため、本町においては、現行の区域設定を維持しながら、農業者がイメージしやすくなるよう、担い手や、話し合いをサポートする関係機関に過度な負担にならない範囲で、各区域内の集落や圃場整備地区等の単位でも話し合いを可能とするとともに、担い手が不在やあるいは過重負担となる区域の調整なども可能にしていきたいと思います。

また、就農のきっかけづくりについてですが、近年、人・農地プランにおける地域の中心となる経営体に位置付けられた若手農業者が、高収益作物の栽培のほか、農商工連携による酒米栽培、スマート技術を活用した大規模園芸、周年農業による特産品の開発など、新たな取り組みにチャレンジされております。このような若手農業者の取り組みなどを情報発信することは、営農意欲の向上、ひいては就農につながる農業への興味・関心の喚起にもつながり、若年層に対して農業のイメージアップに、大変に大切なことと認識しております。そのため、既に町内の若手農業者が意見交換できる「若手農業者の集い」があるところですが、今年度開催予定の美郷フェスタで、新たにパネルディスカッションによる談話会開催を検討し、営農意欲の向上と新規就農のきっかけとなるよう、努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問、ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○11番（深沢義一君） 1点目の質問については、よろしくということをお願いしたいと思いません。

次に、2点目であります。農業のイメージアップ、就農のきっかけづくりについての質問をいたします。

かつて、農業のイメージといえば、きつい、汚い、危険の3Kと言われ、さらには、稼げない、格好悪いの5Kとまで言われ、こうしたイメージが少なからずとも農業離れにつながる要因でもあったと思います。しかし今、農業の3Kは、感動、格好いい、稼げるであり、期待を込めた表し方とも思いますが、基盤整備も進み、高収益作物への取組や、農機具における革新的進化もあり、これまでのイメージとは異なった状況にあります。また、新規就農、営農継続に対す



る支援も、国、県、町により多岐にわたり応援を受けながら、農業を続けられる環境にあります。

しかしながら、そうした施策があることは、もともとの農家であっても、農業に携わる者以外には伝わっていないのが現状であり、例えば、新規就農者への様々な研修制度、自立していくための金銭的な支援、サポート体制など、就農支援が整っていること、さらには、農業者への国からの年金支援もあることなど。そして、昨年12月定例一般質問で、高橋邦武議員の一般質問にありましたように、これまでの勤めながらの兼業とは異なった新たな兼業スタイル、半農半Xといったことなど、こうしたことを広報あるいはチラシ、ポスターなどで目にする機会をつくることも、担い手確保につながるものと思いますが、こうした取組についての町長のお考えを伺います。

また、こうしたイメージアップに向けた取組は、学校教育の場でもお願いしたいところではありますが、第3次総合計画、次代を担う子供の育成に、ふるさとへの愛着心の醸成と、ふるさとに生きる意欲を喚起することを狙いとしたふるさと教育、そして、社会的職業的自立に向けたキャリア教育を強化していくとあります。そしてその教本として、平成30年2月に発刊された「みさと働きびと」があるわけではありますが、この冊子は大変私もよく読ませていただいておりますが、教育長の発刊の言葉に、「この本を、自分の将来の職業や生き方を考える上での友として、何度も読んで、対話していただくことを期待する」とあります。31名の働く姿勢、思いが記されており、DVDには、多種多様な働く姿が生き生きと映されており、美郷で働こうかなという心が、多くの児童生徒に芽生えていることと思います。農業に限ったことではありませんが、美郷で暮らす、地元で働く、言い換えれば、町の人口減少、社会減少を少なくするための土台づくりでもあるわけで、この教本には、敬意と感謝の気持ちを持ったところでもあります。

今日は、農業分野に特化した質問となりますが、手厚い支援があることや、半農半Xというライフスタイル、新たなワークライフバランス、そうしたことの、農業の持つ特徴的な面の情報発信も、担い手確保につながるものと思いますが、改訂に向けてなど、今後の取組についてを、教育長の考えをお伺いいたします。

そして、もうお一方、農業者年金のPRも、就農きっかけにつながるものと思っており、質問をいたします。

以前就農を考えている若者から、「勤めていれば、将来年金もそれなりの金額になるけれど、農業はそうはいかぬべ」といった話をされたことがあり、その若者は、冬にスキーを通じた仕事に携わり、春から秋まで農業を頑張る、いわゆる半農半Xスタイルを目指しており、就農を考える

に当たり、将来の年金について不安があったようでありました。今回の質問で何回か引用した半農半Xという新たなライフスタイルなど、就農に興味のある方にとって、将来に向けた年金制度は、重要なことでもありますし、年間60日以上農業従事があれば加入できることや、国庫補助があることなど、広く伝えるための広報活動が、担い手づくりにもつながるものと思いますが、その取組について、農業委員会会長のお考えを伺います。

○議長（森元淑雄君） この質問への答弁は、町長、教育長、農業委員会会長の順に3名に求めます。答弁を求めます。

はじめに、町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、各種の農業支援策は、伝わって初めて農業者の利用につながり、加えて農業者以外にとっては、支援策の概要を通じて農業の重要性を客観的に認識できる、大切な情報でもあるものと存じます。そのため、町ではこれまで、まちづくりガイドに農業支援策を掲載するとともに、町広報では農業研修生の募集、新規就農への支援制度を掲載するなど、広く各種の支援制度が伝わる機会を設けてきているところです。今後も、こうした広報活動の重要性は変わりませんので、引き続き紙媒体での広報活動を継続するとともに、広く若い方が目にするSNSも十分に活用して、特に若年層への支援制度の周知を強化してまいりたいと存じます。

また、半農半Xを含む新規就農に関しては、その支援制度などを掲載したリーフレットを新たに作成し、町商工会など農業関係機関以外の会報配布の際に、併せてリーフレットを配布していただくなど、目にする機会の新たな創出にも努めてまいりたいと存じます。

さらに、連携協定企業の株式会社モンベルでは、アウトドア商品に加え、農作業着等のフィールドウェアも取り扱っていることから、美郷フェスタでの同社の農作業着等を展示するなど、ウェアの面からも農業のイメージアップを図っていくよう、同社に対して協力を打診してまいりたいと存じます。

私からは以上です。

○議長（森元淑雄君） 続いて、答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただ今のご質問にお答えいたします。

町内の小・中学校では、ふるさと教育・キャリア教育の充実に向けた取組を行ってきておりますが、その中の農業に関係する内容としましては、例えば、小学校において、3小学校とも5年

生が田植えや稲刈りなどの体験を含めた米作りの学習に取り組んでおります。また、中学校においては、総合的な学習の時間の中で、1年生は身近な人の職業を調べる活動、2年生は自分が希望する職業について調べる活動を実施しているほか、農業を含めた職場体験活動や職業講話などを計画し取り組んでいるところであります。

次に、ご質問のありました農業のイメージアップに関係する町教育委員会の取組としましては、先ほど議員からご紹介していただきました本、「みさと働きびと」を平成30年2月に発行し、その活用をしてきていることが挙げられます。「みさと働きびと」の中では、取り上げた31の職場のうち、7つは農業に関係する職場であり、農業の魅力とそこで生き生きと働く人々の姿を紹介しており、各学校で活用されているところです。

そして、令和2年度からは、小学校5年生、6年生と中学生を対象としたふるさと学習教材の作成に現在取り組んでおり、今年度中に児童生徒に配布する予定であります。その中では、美郷町の産業をテーマとした内容を設けており、農業については、4ページを使って現状や魅力を紹介する計画です。その作成にあたり、今年6月に美郷中学校の1年生を対象に「農業について知りたいことや疑問に思うこと」のアンケート調査を行いました。そこで多かった内容は、「美郷町で多く作られる農作物は何か」、「最近、建てられたビニールハウスでは何を作っているのか」「米や農作物は1年間にどれくらい取れるのか」などでありました。こうした質問に答えられる内容とするなどによって、農業を含めた美郷町の産業への関心を高めることを目指して、編集作業に取り組んでいるところであります。

また、ご質問にありました、新規就農者や営農を継続したい人に対する行政からの支援策などについては、学校の教科書に書かれていない状況です。そこで、ふるさと学習教材の農業のページの中で、行政からの支援策があることを記載できないか、検討してまいりたいと考えております。町教育委員会といたしましては、各学校が美郷に根ざしたふるさと教育、キャリア教育を一層充実させ、農業を含めた各産業の魅力について深く学んでいけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 続いて、答弁を求めます。農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 高橋正尚君 登壇）

○農業委員会会長（高橋正尚君） ただいまのご質問にお答えします。

農業者年金は、農業者の方なら広く加入できる積立方式確定拠出型の年金で、通常月2万円からの掛金ですが、国庫補助による政策支援があり若年層は認定農業者で青色申告者であるなどの政策加入条件を満たせば2万円より安価な掛金で加入できます。

そのため、農業委員会では農業者年金制度の周知と加入推進の取り組みをして、今後地域の中心となる農業者、その配偶者、後継者などからなる農業者年金加入促進名簿を毎年作成し、農閑期となる11月から2月を農業者年金加入促進強化月間と定め、農業委員が戸別訪問をして、パンフレットとともに個人シミュレーションをした資料を送付するなど、農業者年金加入の働きかけをしております。

また、議員ご質問の新規就農へのきっかけ作りのために、これまでも、町ホームページや町広報、SNS等で農業者年金の周知を図っておりますが、今後は、役場庁舎内や出張所、JA等のポスターやチラシを置くほか、町長答弁にもありました美郷フェスタにおいて若手農業者のパネルディスカッションによる談話会を通じ、幅広い働きかけをしてまいりたいと存じます。

個人的な見解もありますが、農業委員会では、実際若手の方々が年金を掛けるというのは大変であります。そこで、その親御さんに道端とか畦畔で会ったときにはお声がけもさらにしておりますので、我々農業委員は農業者年金を加入推進する立場にありますので、どうかよろしく願いします。以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問、ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）

これで、11番、深沢義一君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時42分)